

議案第 15 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正に伴い、住民票及び戸籍の附票に係る除票の写し等の交付手数料を設定するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
別表第2の2の項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、同表中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	200円
---	--	----	------

別表第2に次のように加える。

6	法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	200円
---	--	----	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第2(第2条関係) 住民基本台帳法関係				別表第2(第2条関係) 住民基本台帳法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	省略			1	省略		
2	法第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	省略		2	法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	省略	
3	省略			3	省略		
4	法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	200円				
5	省略			4	省略		
6	法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	200円				
以下省略				以下省略			